

住宅用途及び複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定料金 ①

1. 表1～表3の料金は、下記のいずれかに該当する場合に減額することができる。
- 住宅の省エネ計算を含む業務[※]の申請が、合わせて年間300件以上見込める場合
 - 建築確認と設計住宅性能評価又は建築確認と長期使用構造等確認の申請と併せて省エネ適判の申請を行う場合
 - 建築確認と併せて省エネ適判の申請が、年間24件以上見込める場合
- ※設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、東京ゼロエミ住宅、低炭素建築物、性能向上計画認定、BELS及び省エネ適合性判定
2. 新規に計画書を届け出る場合は【表1】の料金、変更計画の場合は直近の適合通知書を当機関が交付している場合は【表2】の料金、それ以外は【表1】の料金を適用する。
3. 軽微変更該当証明の申請を行う場合は、直近の適合通知書を当機関が交付している場合は【表3】の料金、それ以外は【表1】の料金を適用する。
4. 省エネ計算を伴わない再発行等の料金は【表4】の料金を適用する。
5. 電子申請に対しての適合判定通知書等及び添付図書等は電子交付を原則とするが、やむを得ない事情により書面による交付を希望する場合は【表5】の料金を加算する。

【表1 建築物省エネ法判定料金（標準料金）】 (税込 単位：円)

用途区分	物件区分等※1		申請区分		
			単独申請の場合	併願申請の場合 ※2	同時申請の場合 ※3
一戸建住宅 複合建築物の単位住戸	延べ床面積が300㎡未満		44,000	15,400	
	延べ床面積が300㎡以上		47,300	18,700	
共同住宅等※7 複合建築物の住宅部分	基本料金	共用部の計算を省略※4	47,300		18,700
		共用部の計算を行う	93,500		57,200
	戸当り加算	併願対象住戸※5		11,000	4,400
		単独対象住戸※6		11,000	
複合建築物	延べ床面積が300㎡未満※8		121,000	93,500 住宅部分が併願	
	上記以外の複合建築物		住宅部分の料金(上記)と非住宅部分の料金の合計		

【表2 変更計画適合性判定料金（標準料金）】 (税込 単位：円)

対象の範囲	物件区分等※1		申請区分		
			単独申請の場合	併願申請の場合 ※2	同時申請の場合 ※3
一戸建住宅 複合建築物の単位住戸	延べ床面積が300㎡未満		39,600	13,860	
	延べ床面積が300㎡以上		42,570	16,830	
共同住宅等※7 複合建築物の住宅部分	基本料金	共用部の計算を省略※4	42,570		16,830
		共用部の計算を行う	84,150		51,480
	戸当り加算	併願対象住戸※5		9,900	3,960
		単独対象住戸※6		9,900	
複合建築物	全て		・住宅部分のみの変更は上記の料金 ・非住宅部分のみの変更は非住宅建築物の料金 ・両方に変更がある場合はその合計金額		

【表3 軽微変更該当証明確認料金（標準料金）】

(税込 単位：円)

対象の範囲	物件区分等 ^{※1}		軽微変更該当証明
一戸建住宅 複合建築物の単位住戸	延べ床面積が300㎡未満		22,000
	延べ床面積が300㎡以上		23,650
共同住宅等 ^{※7} 複合建築物の住宅部分	基本料金	共用部の計算を省略 ^{※4}	23,650
		共用部の計算を行う	46,750
	戸当り加算	変更対象住戸 ^{※9}	4,950
		増加対象住戸 ^{※10}	9,900
複合建築物	全て		・住宅部分のみの変更は上記の料金 ・非住宅部分のみの変更は非住宅建築物の料金 ・両方に変更がある場合はその合計金額

※1 面積は建築基準法の規定による延べ床面積とし、増改築の場合は増改築部分の面積による。但し、複合建築物の住宅部分の判定料金を算出する際には、住宅部分の床面積とする。

※2 併願対象は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認とする。また(コース2)において省エネに関する図書等を省略した場合に適用することができる。(併願申請とは、設計評価や長期確認の申請が先行してあった場合が該当する)

※3 併願対象のいずれかの申請と同時に省エネ適判の申請を行う場合に適用する。なお、審査中に弊社からの問合せ以外の部分において変更が生じ、再度審査が必要となった場合は同時申請ではなく「単独申請」の料金とすることができる。

※4 共用部が無い場合、又は共用部はあるが省エネ計算を省略する場合に適用する。

※5 併願申請や同時申請において他の申請の評価対象になっている住戸

※6 併願対象住戸以外の住戸

※7 共同住宅等の料金は、基本料金に戸当り加算を加えたものとする。なお、共用部の計算を行う場合で当該共用部に照明設備と換気設備以外の設備がある場合は、【表6】の料金を加算するものとする。

※8 住宅部分は1住戸、非住宅部分は1用途かつモデル建物法の場合に限る。

※9 変更のある住戸(住戸を減する場合を含む)

※10 住戸を追加する場合の料金(減する場合は※9を参照)

【表4 再発行等の料金】

(税込 単位：円)

適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合	5,500 /一通当り
記載事項(計算に影響のない事項)を変更して交付を行う場合	7,700 /一通当り

【表5 添付図書等の印刷料金】

(税込 単位：円)

印刷図書の種類	料金
適合判定通知書等 ^{※3}	1,100 /1通当り
適合判定通知書等+添付図書等 ^{※1}	2,750 /200枚当り ^{※2}

※1 計画書や申請書の副本と添付図書をいう

※2 200枚を超える場合は、100枚ごとに550円を加算する

※3 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書をいう。

【表6 共同住宅共用部の設備加算】

(税込 単位：円)

加算対象設備	空調設備	給湯設備	昇降機
加算金額	33,000	22,000	11,000